

橋本市告示第 89 号

身体障がい者等に対する橋本市軽自動車税(種別割)減免取扱要綱の一部を
改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

身体障がい者等に対する橋本市軽自動車税(種別割)減免取扱要綱の一部を改正する告示

身体障がい者等に対する橋本市軽自動車税(種別割)減免取扱要綱(平成 18 年橋本市告示第 31 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>身体障がい者等に対する橋本市軽自動車税減免取扱要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この告示は、橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 70 号)第 90 条第 1 項第 1 号に規定する身体障がい者等に対する軽自動車税の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免の取扱い)</p> <p>第 2 条 身体障がい者等に対する軽自動車税の減免は、別表に定める身体障がい者等が所有する軽自動車等(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 442 条第 3 号に掲げる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。)について行うことができる。ただし、軽自動車等のうち、自動車検査済証又は軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは減免の対象から除く。</p> <p>2 略</p> <p>3 身体障がい者等に対する軽自動車税の減免は、1 人の身体障がい者等について、自動車(地方税法第 145 条第 3 号に掲げるものをいう。)及び軽自動車等を含めて 1 台までとする。</p> <p>4~6 略</p> <p>(減免の更新)</p> <p>第 3 条 市長は、条例第 90 条第 1 項第 1 号の規定により軽自動車税を減免した軽自動車等について、当該軽自動車等の所有者が次の各号の要件を満たすときは、同条第 2 項の規定によらず、引き続き同条第 1 項第 1 号の規定による軽自動車税の減免の決定を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 納期限までに軽自動車税減免更新申請書兼誓約書(別記様式)に必要な書類を添付し、市長に提出したとき。</p>	<p>身体障がい者等に対する橋本市軽自動車税(種別割)減免取扱要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この告示は、橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 70 号)第 90 条第 1 項第 1 号に規定する身体障がい者等に対する種別割の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免の取扱い)</p> <p>第 2 条 身体障がい者等に対する種別割の減免は、別表に定める身体障がい者等が所有する軽自動車等(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 442 条第 3 号に掲げる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。)について行うことができる。ただし、軽自動車等のうち、自動車検査済証又は軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは減免の対象から除く。</p> <p>2 略</p> <p>3 身体障がい者等に対する種別割の減免は、1 人の身体障がい者等について、自動車(地方税法第 145 条第 3 号に掲げるものをいう。)及び軽自動車等を含めて 1 台までとする。</p> <p>4~6 略</p> <p>(減免の更新)</p> <p>第 3 条 市長は、条例第 90 条第 1 項第 1 号の規定により種別割を減免した軽自動車等について、当該軽自動車等の所有者が次の各号の要件を満たすときは、同条第 2 項の規定によらず、引き続き同条第 1 項第 1 号の規定による種別割の減免の決定を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 納期限までに軽自動車税(種別割)減免更新申請書兼誓約書(別記様式)に必要な書類を添付し、市長に提出したとき。</p>

--	--

別記様式中「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

年度 軽自動車税減免更新申請書兼誓約書

年 月 日

（あて先）橋本市長

納税義務者 (申請者)	住 所					連絡先電話番号 ※ 必ず記入してください
	ふりがな 氏 名					— —
	個人番号	—	—	—	—	—

橋本市税条例第90条第1項第1号及び身体障がい者等に対する橋本市軽自動車税減免取扱要綱第3条の規定により、軽自動車等の減免を受けたいので申請します。
また、申請にかかる下記内容に相違ないことを誓約します。
この誓約に反した場合には、減免の措置を取り消され課税されても異議ありません。

下記印字内容に変更があれば、訂正ください。

軽自動車等	車名			車両番号又は標識番号	
	主たる定置場の所在地				
運転者	住所				
	氏名			身体障がい者等との関係	
身体障がい者等	住所				
	氏名			納税者との関係	
	障がいの名称及び障がいの程度等				

- ・身体障がい者等と生計を一にする方で住所が異なる方や、常時介護する方が運転される場合は、「常時介護証明書」が必要となります。
- ・運転者が変更となった場合は、運転免許証のコピーを添付してください。

※上記以外の方は添付書類の必要はありません。

- ◎ 障がいの等級、減免対象車両等の減免要件の基本的事項に変更がある場合は、この申請書による申請はできません。また、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳が再発行された場合も、税務課までお問い合わせください。
- ◎ 申請期限後（納期限後）の提出は無効です。
- ◎ 継続申請しない場合や、申請後4月1日の賦課期日までに申請内容に変更があった場合は、その旨を税務課まで連絡してください。